

平成 26 年度 第 3 回清瀬市第 4 期障害福祉計画策定委員会 議事要旨

日 時：平成 26 年 11 月 19 日（火）午前 10 時～12 時 15 分

場 所：コミュニティプラザひまわり 2 階 会議室 1

<配付資料>

- 第 4 期障害福祉計画策定に基づく関係団体及び事業所アンケート調査及びヒアリング調査結果
- みんなが えがおで 暮らせるために 清瀬市第 4 期障害福祉計画（中間のまとめ案 1）
- 障害保健福祉関係主管課長会議資料

<当日追加資料>

- 障害者総合支援法の対象となる難病等の範囲の見直しについて
- 資料 1 障害者総合支援法対象疾病（難病等）の見直しについて
- 資料 2 難病患者等の障害福祉サービス利用状況

1. 事務局より報告事項

事務局 第 3 回清瀬市第 4 期障害福祉計画策定委員会を開催いたします。

- 一 欠席委員の報告、資料の確認

2. 議題

（1）関係団体・事業所アンケート調査等の結果報告

- 一 資料を基に関係団体・事業所アンケート調査等の結果報告

委員長 アンケート調査及びヒアリング調査結果の説明をしていただきました。この結果をどのように計画に反映していったらよいかはこれからの議論になります。まず、最初にご質問、ご意見等がありますか。

副委員長 ヒアリング調査について、あらかじめ市役所に私の意見を提出しています。アンケート調査についてはよくまとまっていると思いますが、ヒアリングに関しては意見があります。どのような内容を聴取する主旨でこの 4 か所を対象に選んだのかを記載するべきだと考えます。私達の障害者福祉センターでのヒアリングに関しては、コンサル会社の方から相談に関してだけを聞かれました。平成 25 年度の事業報告書に逐一なぞらえての聞き取りでしたが、これで相談に関しての今後の課題が浮かび上がるのか？と、率直にそういう感想を持ちました。また、その後出てきたヒアリ

ングの記録？はきちんとポイントを捉えているとは言い難く、これはメモの段階で、作成途中であると理解しています。今後ヒアリング対象になった事業所と第4期の計画にどのように反映させていくか、十分打ち合わせをして、修正、調整をしていただきたいという意見を申し上げます。

委員長 大変重要なお意見をいただきました。障害者福祉センターは清瀬市の相談支援を含めて総合的なサービスを提供していただいています。それを市民にわかっていることは非常に大切だと思います。前回の委員会で4か所を選ぶということは事前にご報告いただいていたのですが、議論が不足していました。今後計画に反映していくにあたり精査をしていく必要があると思います。他にご質問、ご意見はありますか。

委員 調査結果2（8）充実してほしいサービスの結果について、共同生活援助（グループホーム）の割合がもっとも高くなっています。しかし、地域で生活するための地域移行支援や成年後見制度支援が付随するような結果を見せるのであれば、なるほどと思うのですが、少し割合が低い結果となっています。サービスだけで見るのではなくて、そこに色々な環境が整わないと生活は豊かにならないのだということを確認して、計画に反映できればと感じました。

委員 椎の木会の就労移行支援B型の事業所にヒアリングに来ていただきました。その結果をどのようにまとめていただけるか楽しみにしていましたが、ただ書いてあるだけで、読みづらく、今後、委員としてこれらの意見をどのようにまとめていけばよいかわかりません。資料をいただいてから期間が短く、まだじっくり読んでいませんので、今後、検討していかなければと思っています。

委員 まだ十分に読み込めていませんが、アンケートもヒアリングも、そのままデータとして載せている感じがします。ここから課題を読みとって施策や方針をつくっていくことが必要ですが、大変難しいと感じています。充実してほしいサービスについては、やはり共同生活援助（グループホーム）の割合が最も高く、地域生活の究極の課題であり、親なき後の心配の中からも出てきている結果だと思います。しかし、本来目指している地域での支援ということを考えたとき、グループホームに入居する以前の段階で、どうしたら障害のある方が地域で安心して暮らしていけるのか、そのあたりのきめ細かいサービスや資源が不足しているのではないかと思います。このあたりをどのように吸い上げていくのが重要です。相談支援の利用者から具体的に出てくると思うのですが、それをどのように制度や社会資源に結びつけていくのかという作業がまだまだ不十分だと思います。一例を挙げると、ACTやアウトリーチの必要性は精神障害者だけではなくて、知的障害者や身体障害者にも共通しています。申込書を書き面接をしてという手順を踏むのではなく、即家庭の困難さに対応できる資源を具体的に作り出していかないと、実際に地域生活は非常に難しいです。児童虐待についても同じことだと思います。どのように読み込んで施

策化していけばよいか、具体的にはまだわかりませんが、皆様からのご意見をうかがいたいと思います。

委員長 障害福祉計画等ほどの市区町村の計画をみても、非常に立派なことが書いてあり、まるでパラダイスに住んでいるような印象を受けます。しかし、実際に生活している障害者の生活とはギャップがあるような気がします。清瀬市は住みやすいまちランキングで非常に高い位置にあります。やはり実際の生活の課題を反映して、こんなふうにならなくていいというイメージがわかるような計画、障害がある場合、このようにすればいいということが見える計画にしなければ、広く市民の皆さんに読んでいただけないと思います。活かし方の1つとしては、障害福祉センターにおいて、実際に相談に来た方にどういうふうに対応して、どういうふうな実際のサービスに結びつけていくか、その際の課題とともに描き出して書いていくとよいと思います。グループホームの1日についても、やはり課題を出していかねばなりません。直面している課題を少しずつ良くしていかないと、障害のある人達が生活できるようにはなりません。それにはただ単にサービスだけではなくて、地域全体の理解が必要で、それが重要なのです。具体的な記載の仕方としては、実際にこういう意見、希望がありましたと困む記事できちんと書いて、ここに反映していますというプロセスを明確に示していくとよいと思います。市と事業者、関係団体が協力して、市民の理解を得る、わかりやすい計画をつくっていくために、さらに知恵をいただきたいと思います。

副委員長 調査結果2(8)充実してほしいサービスについて、グループホームに関しては市内の社会福祉法人や事業者の方々のご努力もあって数の上では他市に比べて充実していますし、今回入居している方や家族会からご意見を聞いていただき、一定の方向は見えてきていると思います。充実してほしいサービスの第2位にショートステイがあげられています。グループホームに入居する以前の状態、利用者や親が高齢の場合、若いお母さんが小さい子どもを育てている場合などの緊急時の短期入所(ショートステイ)について、清瀬市では本当の緊急時に対応できる整備体制がないことを見えるようにしたほうがよいと考えます。障害者福祉センターでは短期入所や日中一時支援などを行っています。しかし、日中一時支援は市内に1か所だけ、しかも短期入所も含めて1日2名の枠しかなく、本当に必要な方が必要なときに対応できていません。しかし、この事業を単体の事業所で実施することは非常に難しいと思います。常時職員を確保しておかなければならないので、財政的に非常に厳しいものがあり、市からの厚い支援がないと手を挙げていただく事業所はないと思われます。現在、地域でぎりぎりのところで暮らしている方のご要望に応えるためには、ショートステイ(短期入所・日中一時支援・緊急一時保護)について、今後、施策としてどうしていくかは大きな課題だと考えます。充実してほしいサービスの要望結果表からショートステイ1つを取り上げても課題はたくさんあると感じています。

委員長 1 つずつ課題を出して、整理していかなければなりません。最近、私達は地域医療に関して、地域の病院・ドクター、入院患者等と交流をしています。地域のドクターに緊急時の対応について伺ったところ、自転車で看護師さんと一緒にまわれる範囲をテリトリーにして、24時間365日のうち、実際に緊急で対応しなければいけない場合は1か月に1回ぐらいだということです。これだけの市なので、重度の方はそんなにたくさんいるわけではなく、問題を予防するような仕組み、ケアマネジメントの体制を整えれば、かなりの部分がカバーできると思います。しかし、難病、軽度知的障害、自閉症関係は、まだまだ見えきれていないので、そのあたりについてのご意見をぜひ、伺いたいと思います。

委員 清瀬市において、障害をもつ方の割合は全人口の7%程度で、予算の57.9%を民生費が占めています。財政に関する市民の理解、啓発は重要な位置を占めると思います。ホームページの充実については、そういう観点でも考える必要があると思います。

委員長 日本社会は高齢化が進むにつれ、障害者の高齢化も進んでいます。高齢者に対するケアは比較的進んでいます、それに埋没しないように障害サービスもきちんと位置付けて理解をしていただくことは重要だと思います。それでは、次の議題に進みます。

(2) 第4期障害福祉計画の基本指針について

一 障害保健福祉関係主管課長会議資料の説明

委員長 障害福祉計画は法定計画です。今回、国からは自立と共生、地域で生活するための支援、就労移行、また、特に障害のある子どもに対する支援が明確に打ち出されています。活動指標を含めて、概略を説明していただきました。地域移行については、せっかく地域に戻ってもまた施設、病院に逆戻りするという報告があります。実際の地域で生活している方の調査、評価をして課題を見つけ、計画に入れていかなければうまくいかないと考えています。次の議題に進みます。

(3) 中間のまとめ案・計画の骨子について

一 資料、清瀬市第4期障害福祉計画（中間のまとめ案1）1章、2章の説明

委員長 私達の使命は前回の計画より、さらによい計画をつくることです。ご意見をいただきたいと思います。例えば、私は、グループホームの1日は主に概要を示すところ入れるとよいと思います。障害福祉計画とは何ですか？というQ&A方式の部分は清瀬市独特の方法で大変良いと思います。ヒアリングで出てきたこと、特にグループホーム、地域生活、就労、相談という重要な課題は、コラムに入れて、この施策の目標はこの意見が反映されてきたという説明ができるかたちするとよいと思

ます。相談についての流れのイメージは関係機関のご協力が必要な部分もあります。ぜひご意見、ご質問をいただければと思います。

委員 相談支援の強化は重要な部分です。特に障害をもっている子どもの相談支援は、福祉分野だけではなくて、教育や医療、特に教育とは切り離せない部分があります。しかし、現状の教育の分野は縦割り構造の部分があるので、このあたりをソーシャルワーカーの活躍で福祉と教育機関とをつなぎ、障害児支援体制をつくっていきけるよう検討していただきたい。

委員長 自治体により、1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査等のときに問題のある子どもについての支援は色々です。障害が重いと幼児期から医療機関との連携が進みますが、比較的軽度で親も判断に迷う場合、全体としてカバーする必要があります。サービスにつなげたり、助言・サポートなどを継続的に必要な場合もあります。清瀬市の場合、どのようなかたちにしていくか、アイデアをいただきたいと思います。例えば、障害者福祉センターなどで、比較的軽度の子どものグループ活動を月1回ぐらい定期的に開いて、教育機関、医療機関、福祉機関とつなげていくなどいかがでしょうか。最初から障害児としてしまうと、集まる方も抵抗が大きいのではないかという気がします。

副委員長 清瀬市の場合、気になる子どもや発達障害児については、「とことこ」で教育機関とのつなぎや巡回相談をしていただいています。色々なかたちで地域に入り込んで支援していただいていると思いますので、子どもに関するところは、今後も「とことこ」を中心に進めていただくことが、サービスの充実につながると考えます。

委員 「清瀬市子どもの発達支援・交流センター とことこ」の活動について、少しご説明します。発達障害は本当にわかりづらく、性格の範囲なのか、自分の育て方が悪いのではないかと、育て方を変えればよいのではないかと思悩むところがあります。「とことこ」は、敷居が低いと言ってくれる方もいますが、やはりそこにはハードルがあります。そこで私達が大事にしているのは、巡回相談支援や学校関係との協力です。小さいうちは大丈夫と思っている方がたくさんいますが、思春期に大きな問題になって、対応がすごく大変になります。保育園、幼稚園、学校などの先生方が少しでも専門的な見方や配慮の仕方を知っていれば、子どもの障害をストレートに受け入れられないお母さん達に心の準備をしていただくことができますし、小さなうちからつながっていく方向にもっていくことができ、それが一番よいと思います。人手が少なく、財政的にも厳しいところはありますが、将来的には民間の無認可の乳幼児施設にも大変な思いをしている先生、親御さんがたくさんいますので、そういうところにも足を運べるような状況になればいいと思っています。

委員長 視覚障害や聴覚障害は障害の特性上、関係機関につながっていきますが、特に発達障害、知的障害の場合には、「とことこ」に集約するというかたちで周知・宣伝に努めていく体制をとれば、医療や教育関係とのつながりもかなりできていくと思います。そこを計画に打ち出していきたいと考えます。

委員 幼児～学童のはじめぐらいの子どもについては、「とことこ」が支援していく体制でよいと思うのですが、それ以上の子どもの来所相談については、相談内容によっては機関とつなげなければならないことがあると思います。相談支援事業では、相談を受けた相談員がそのご家庭を訪問したり、関係先につなげたり、いわゆるソーシャルワークの専門家を配置することが重要だと考えます。現在、地域に出向き、各機関をつなぐことは実際にしているのでしょうか。

副委員長 ヒアリングを受けたときは、個別ケースに基づく話は個人情報関係で説明できませんでしたが、ソーシャルワークはとても大事にして仕事をしています。ある1つの相談を入り口にして相談に入ったとしても、その根をたどっていくと、多重、多様な相談内容になっていきます。内容に応じて、当然、それぞれの専門機関や事業所の方々と一緒に支援を進めていかなければなりません。どのような切り口なのか、いま、どの段階なのか等時期によって、どの機関が前面に出ていただくかを考えて進めます。必要な場合は病院でカンファレンスを開くことや、あるいは、障害者福祉センターに病院や地域包括支援センターなどの方、小さい子どもの場合「とことこ」の方など、必要な方に集まっていたいてカンファレンスを実施しています。地域の機関との連携を大事にすればするほど、時間はかかりますし、関係機関との調整を丁寧に進めていかなければならないので、担当者はいつも苦しさを抱えながら支援をしています。各事業所では各種相談や計画相談支援についても、このようなソーシャルワークを大事にして進めていると考えています。

委員長 障害のある方が実際に地域で生活していく上で、どのような相談をしているか、また、どのように支えているのかを計画の中に書いていただき市民に知っていただければと思います。相談においては、その人がたどってきた歴史的なものは非常に重要であるし、場面の変化に非常に弱くストレスがかかります。そこを上手につないで地域で生活できる環境をどのように整えて、生活の質を向上させていくかが非常に重要なことです。問題が起きる前に連携をしていけば、問題が起きたときにかかるエネルギーは半分ですみます。計画の中での説明と活かし方など、ぜひ意見をお願いしたいと思います。

委員 資料に0歳から6歳未満の方や障害のある子どもが増加傾向にあると書いてあり、大変驚きました。私の知っているお子さんが3歳までほとんど話をしなくて、幼稚園への入園も拒否されるくらいだったのですが、お母さんが辛坊強く温かく見守ってあげていたら、ある日、堰を切ったように話し始めたのです。1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査等で障害があると思われる場合、お母さん方に安心していただけるように、関係者や専門の方々が一緒に育てていきたいと思いますという気持ちをもって、アピールをしていただきたいと思います。また、「とことこ」の働きをもっと皆さんにアピールして、安心してゆっくと成長していけるような体制づくりができればと思います。

副委員長 特別支援学校の児童・生徒数を市内だけではなく、近隣の特別支援学校の児童・生徒数も含めた人数に変更していただきました。清瀬市民が清瀬市内の学校や事業所だけを利用しているとは限らない。サービス利用は契約ですから、21 ページの障害福祉サービス事業所の整備状況についても、他市の事業所のサービスのほうがよければ、そちらをとチョイスして利用している場合もあると思います。市内に事業所がもっと充実していたら、市内のサービスを利用する可能性があるのかもしれませんが。市外の事業所のサービスを利用している人数と理由を把握し、それも含めて、目配り、気配りをした上で障害福祉計画を策定するほうがよいと思います。

委員長 市外のサービスをどのくらい利用しているかはわかりますか。

事務局 はい、通所サービスについては出すことができます。

委員長 およそどのくらいの方が、市外のどのサービスを利用しているかがわかるように、まとめていただければと思います。市外の利用が多いサービスについては、ヒアリングしていくなど利用者に聞いてみるという可能性もあると思います。ぜひお願いします。

委員 清瀬市のサービスが良いからと、他市から転入してくる逆のパターンもあります。

委員長 清瀬市の事業所の評判がよくて利用者が非常に多いということは、一つの誇りでもあります。平成 29 年 4 月には清瀬育成園（仮称）ができ、短期入所も実施して頂く予定です。他市の利用を制限するということはありませんが、総合的な把握をして、施策の方針を決定する必要があると考えます。

事務局 なぜ市外を利用しているかというところは難しいですが、清瀬市民が市外のどのサービスを利用しているかをカウントすることはできます。何らかのかたちで報告させていただきます。

委員長 ぜひ、お願いします。それでは他に何かありますか。計画の冒頭部分の Q & A についてはいかがですか。

委員 2 ページの「障害福祉サービスは、年齢による利用制限はありますか？」というところが大変気になります。実際は 65 歳になると障害福祉サービスから介護保険サービスに移行します。しかし、障害者福祉センターの機能訓練などは介護保険サービスにはありません。基本的には、65 歳になったとしても介護保険サービスに今まで利用していた障害福祉サービスがなければそのまま使えるということになっていきますので、そのことを盛り込んで書いていただく必要があります。どのサービスが使われているかをすべて把握するためにも計画相談は立てているのですから、熟慮して書いていただくよう希望します。

副委員長 私も同感です。まず介護保険サービスがあって、どうしてもだめなら障害福祉サービスを受けられるというニュアンスで利用者に伝わっています。例えば、中途障害の方の場合、今まで普通に社会生活を送ってきて、仕事も含めた社会生活に突然制限ができ、リハビリをしようとしたとき、集中的・専門的に機能訓練する

かどうかで、その後の生活がまったく変わっていくと思うのです。ケースバイケースのことが多く、難しさはあるのですが、障害をもっている方には、介護保険サービスで提供されるサービスでは十分ではない、馴染めない、それよりももっと集中的に、あるいは専門的なりハビリが必要だというような場合には障害福祉サービスの利用があるという意味合いで書いていただきたい。利用者や市民に不利になってはいけないと思っています。障害者福祉センターとしても日々相談を受ける中で、利用者に「だめ」ということが真っ先に伝わったりしないように、何かご希望に添えるようなやり方を一緒に考えていきましょうということが伝わるように、日々苦慮しています。大変重要なページになると思いますので、書き込みの仕方等、色々な知恵を集めていただければと思います。

委員長 制度についての説明ということもあり、どの自治体でも引かかる問題ですが、そこをできるだけわかりやすくお願いします。誤解を生まないようにという考え方はわかるのですが、前期の計画書は文章が多すぎて本当に理解してもらえるのかという点では、疑問を感じています。また、自分の子どもに障害があるとわかったとき一番不安に思うことは、どういうふうにして成長していくのだろうかという事だと思います。乳幼児期～小学校～中学校～高等学校～就労・グループホームというように、ライフステージの流れの中でどのように地域生活を送っていくかというイメージがわかるように、清瀬太郎さん、清瀬花子さん、あるいはイラスト等を使って説明できないかと思います。計画書としてきちんとしたデータも必要ですが、清瀬市の施策を理解していただくことに非常に大きな目的があります。策定委員の方の知恵をお借りして、ぜひいい計画をつくっていきたいと考えます。他に何かありますか。

委員 今回は資料を読んで把握するのに時間がかかりましたので、議題に関しては特に意見はありませんが、私の思うことを少しお話ししたいと思います。障害福祉サービスは当事者の生活を守ってくれるものですが、レッテルにもなります。私は小学校に行って、自分の経験や考え方を小学校4～5年生の子ども達に話をしています。結論づけるときに障害は個性の1つであるということ話を話して終わるのですが、ある時、お手伝いをしていていた男子学生が、あなたは障害は個性と言っていますが、身体に何らかの医学的な問題があるのだから、それは個性ではないと強く力説してきました。きっと、きれいごと、理想論のように聞こえたのだと思います。委員として参加させていただく中で、自分の中でも揺らいでわからなくなっています。また、私も子どもを育てている一人です。幼少期にあなたの子どもには障害がありませんと決めつけられてしまうのは、正直辛いし、そう思いたくない、自分の育て方がよくないのかと悩みます。健常者もみな、人間すべてに言えるのですが、人間は、刺激、体験の中で成長し、変わっていくものです。私の娘は弱視で私自身は全盲です。ゆっくり育てていけるように、困ったときはいつでも声をかけてくださいね。私は見守っていますよ、という場所が自分の近くにあると安心かなと思います。

委員長 それでは、第3章の重点施策について資料の説明を事務局にお願いします。

一 資料、清瀬市第4期障害福祉計画（中間のまとめ案1）第3章の説明

委員長 第3章の重点施策について何かありますか。

副委員長 重点施策1について、今回、国から示された指針ということでPDCAサイクルによる評価チェックを入れていただいたのはよいと思います。が、今までの議論の中で、相談支援体制の充実を図るということは、基幹相談支援センターをきちんと設置して、そこを中心にどのように地域の相談支援体制を整えていくかということが重要であるという意見がありました。ここには基幹相談支援センターという言葉が見えないのですが、それはどうしてでしょうか。

委員長 これは当然、整備するというのも入っていると考えてよろしいでしょうか。

事務局 市で検討していますが、基幹相談支援センターとなると、人員配置や予算が絡んでくるので、言葉として表現するところまでは至っていません。

副委員長 第3期の重点施策の評価の25ページに、「基幹相談支援センターの設置も課題です」と書いてあるにもかかわらず、第4期にそのことが書いてありません。第4期中に必ず設置すると書いてほしいわけではなく、基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の整備について検討することを考えていることを伝える必要があると思います。

事務局 第4期の方向性として、地域生活拠点の整備があります。その前段として必然的に基幹相談支援センターを整備しなければいけないという認識はもっています。どうしても財源的な部分が絡んできますので、重点施策に確定していつやるとは言い切れませんが、やはり基幹相談支援センターを整備する体制にあるということ、重点施策に入れる方向で考えたいと思います。

委員長 重点施策の順番についてですが、重点施策1で相談支援体制をきちんと整備して、現在地域移行がすすめられているので、重点施策2で清瀬市としては生活支援体制の整備と就労を支援して社会参加をきちんと進めていくこと、そして、重点施策3で発達障害や高次機能障害者、難病等の方に対する支援策をきちんと進め、強化していきますという流れのほうが、説明がしやすいような気がします。また、地域生活支援の中には、地域生活拠点の整備を入れるようにということですので、予算の関係があるので、どういう表現にするのかはわかりませんが、きちんと項目としては起こしておいたほうがよいと思います。いかがでしょうか。

副委員長 賛成です。

委員長 賛同を得ましたので、順番を変更し、内容には地域生活拠点を書き加えてください。

副委員長 重点施策2の「障害の谷間」にいる方と書いてありますが、あまり耳慣れない言葉です。この表現は何か意識的に使っているのですか。通常ですと、制度の谷間という言い方をするかと思いますが。

- 事務局 平成 25 年 4 月に難病患者が障害者総合支援法の対象に含まれたときに、「手帳はなくても日常生活に支障のある方たちについて」、を「障害の谷間にある方たち」という表現がありましたので、引用しました。
- 委員長 使われてはいるようですが、当事者にとって違和感のある言葉は使わないほうが良いと思いますので、他の言葉に変更したほうがよいと思います。
- 副委員長 あえて「障害の谷間」と引っかかる言葉を使わなくても、「障害者手帳を所持していないが、障害に起因して困りごとをもっている市民の方」という表現がよいと思います。
- 委員長 使われている言葉というのは、策定委員会を意見を代弁することになりますので、変更してください。本来であればもっと時間をとって議論しなくてはなりませんが、他にご意見等がありましたら、意見書を出していただきたいと思います。
- 事務局 現在、長期総合計画の策定を進めているところです。その中の障害分野について、自立と社会参加をキーワードにしてつくっています。長期総合計画との整合を図るために重点施策 3 の社会参加の部分について、手直しさせていただきますので、ご承知いただきたいと思います。
- 委員長 それでよいと考えます。さらにご意見を集約しながら進めていきたいと思っています。それでは今後の日程について事務局よりお願いいたします。

(4) 委員会の今後の日程について

- 事務局 第 4 回は 12 月 19 日（金）10 時～12 時、本日と同じ場所で開催します。重点施策等についてはまだまだ委員の皆様のご意見をお聞きしなければならないと考えていますので、ご意見等がありましたら、本日配付している質問書に記入していただいて、事務局のほうに提出してください。また、メールでもやりとりができるように準備します。次回のスケジュールについては、数値の目標を入れた中間のまとめを出す予定です。また、12 月から 1 月にかけてパブリックコメントを実施します。その日程、方法等について、ご意見等をいただきたいと考えています。

3. その他

- 事務局 それでは、第 3 回清瀬市第 4 期障害福祉計画策定委員会を閉会いたします。